


障害者就労事業所等からの物品 等の優先調達の推進について

令和5年6月
健康福祉部障害福祉室

目次

1. 障害者就労事業所等からの物品等の優先調達の推進について
 2. 対象となる支出の範囲
 3. 対象となる科目一覧
 4. 対象事業所等への問い合わせ
 5. 見積徴取の配慮（契約規則）
 6. 事務の流れ
 7. 優先調達の対象外となる場合
 8. チェックシートの活用
 9. 優先調達の効果（発注実績）
- 

1. 障害者就労事業所等からの物品等の優先調達について

- ◆平成25年4月1日から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されています。
- ◆この法律（障害者優先調達推進法）は、障害者就労事業所等で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労事業所等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。

法律のポイント

国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労事業所等から物品等を調達するよう努めるとともに、以下の取組を行うこととされています。

- ・国は、障害者就労事業所等からの物品等の調達等に関する基本方針を定める。
- ・各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、国の基本方針に即して、障害者就労事業所等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表する。



地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労事業所等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。

- ・国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者等に配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努める。

市では、障害者就労事業所等からの物品等の調達を促進するために、調達方針の作成のみではなく

- ①契約（発注）手続に優先調達の手順を組み込みました。
- ②随意契約できる金額の範囲内は、障害者就労事業所1者からの見積徴取で契約できるようにしました。

2. 対象となる支出の範囲

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、
箕面市契約規則第18条の2に定める額の範囲において、
随意契約（「1号随契（少額随契）」）を行うすべての支出が対象です。

①対象となる支出の範囲（色つきの部分が対象となる支出の範囲です）

すべての支出	支出命令書の右余白に記載する文言
① 入札による契約・支出	「入札」
② 随意契約による支出	
1号随契による支出（少額随契）	
需用費（燃料費・光熱水費を除く）、役務費（筆耕翻訳料）、委託料、原材料費、備品購入費	
上記以外の科目	記載不要
単価契約を締結するもの	「単価契約」
箕面市契約規則第18条により購入等の相手方が限定される支出	
第1項第2号 購入価格について協定が締結された物品の購入	「価格協定」
第1項第3号 その他市長が見積書聴取が適当でないと認めた契約	「その他」
第2項第2号 機械、商品見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件	「特殊物件」
第2項第3号 特殊な修繕	「特殊修繕」
第2項第4号 契約内容の特殊性により契約の相手方が特定される	「特殊内容」
第2項第5号 急施を要するとき又はやむを得ない理由があるとき	「緊急等」
2号から9号による随意契約	「2号」～「9号」

②規則第18条に規定する金額

種類	金額
一 工事又は製造の請負	百三十万円
二 財産の買入れ	八十万円
三 物件の借入れ	四十万円
四 財産の売払い	三十万円
五 物件の貸付け	三十万円
六 前各号に掲げる以外のもの	五十万円

※優先調達では、主に一、二、六が対象となります。

- 「一 工事又は請負」：建設工事等
- 「二 財産の買入れ」：消耗品や物品等の一切の財産の購入等
- 「六 前各号に掲げる以外のもの」：業務（事務）委託、施設管理委託、物品・施設修繕等



随意契約の基本的な流れについては、「随意契約ガイドライン」を参照してください。

3. 対象となる科目一覧

役務費 手数料のうちクリーニング手数料については、請負う事業所等がないことから、当面の間は対象外とします。

節		細節	
10	需用費	01	消耗品費
		03	食糧費
		04	印刷製本費
		06	修繕料
		07	賄材料費
		08	飼料費
		09	医薬材料費
11	役務費	03	手数料(クリーニング手数料のみ)
		04	筆耕翻訳料
12	委託料	01	委託料
15	原材料費	01	工事材料費
		02	原材料費
17	備品購入費	01	庁用器具費
		02	機械器具費
		03	教材教具費
		04	図書購入費

4. 対象事業所等への問い合わせ

- ◆ **対象となる箕面市内の障害者就労事業所等は
24か所（令和5年5月現在）です。**

なお、「箕面市障害者事業団」は、このうち1か所の事業所であり、全体を取りまとめる役割はありませんので、ご注意ください。

- ◆ **取扱い物品一覧を参考に、取扱いのある事業所へ、
調達の可否について問い合わせてください。**

見積照会にあたっては、期限を設定のうえ、メールで依頼し、期限までに回答がなければ、調達の意思がないとみなし、催促も不要です。

取扱い物品一覧にない物品等については、問合せ先一覧で「分野を問わず問合せ」としている事業所等に一斉メールで問合せてください。

（「【資料8】優先調達できない物品・役務等の一覧」に該当する品の場合は問合せも不要です）

その他、詳細については、「Q&A」をご参照ください。

5. 見積徴取の配慮（契約規則）

- ① 随意契約であっても見積書は、原則、複数者から取る必要があります。
- ② 障害者就労事業所等と民間事業者、障害者就労事業所同士の見積合戦を避ける配慮をします。
- ③ 箕面市契約規則第18条の例外（第七号）に、障害者就労事業所等との契約が規定されています。優先調達では、1者見積で調達が可能です。

随意契約できる範囲と必要な見積（従来）

【随意契約できる金額】

種類	金額
一 工事又は製造の請負	百三十万円
二 財産の買入れ	八十万円
三 物件の借入れ	四十万円
四 財産の売払い	三十万円
五 物件の貸付け	三十万円
六 前各号に掲げる以外のもの	五十万円

【必要な見積】

- ・ 随意契約できる額の範囲内であっても、箕面市契約規則第18条第2項各号に該当しない場合は、複数者の見積が必要

前項に規定する見積書は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として二人以上の相手方から徴さなければならない。

- 一 物件の売買、修繕又は印刷で、契約金額が五万円未満のとき。
- 二 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
- 三 特殊な修繕をするとき。
- 四 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。
- 五 急施を要するとき又はやむを得ない理由があるとき。
- 六 令第百六十七条の二第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するとき。

随意契約できる範囲と必要な見積（現行）

【随意契約できる金額】

種類	金額
一 工事又は製造の請負	百三十万円
二 財産の買入れ	八十万円
三 物件の借入れ	四十万円
四 財産の売払い	三十万円
五 物件の貸付け	三十万円
六 前各号に掲げる以外のもの	五十万円

【必要な見積】

前項に規定する見積書は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として二人以上の相手方から徴さなければならない。

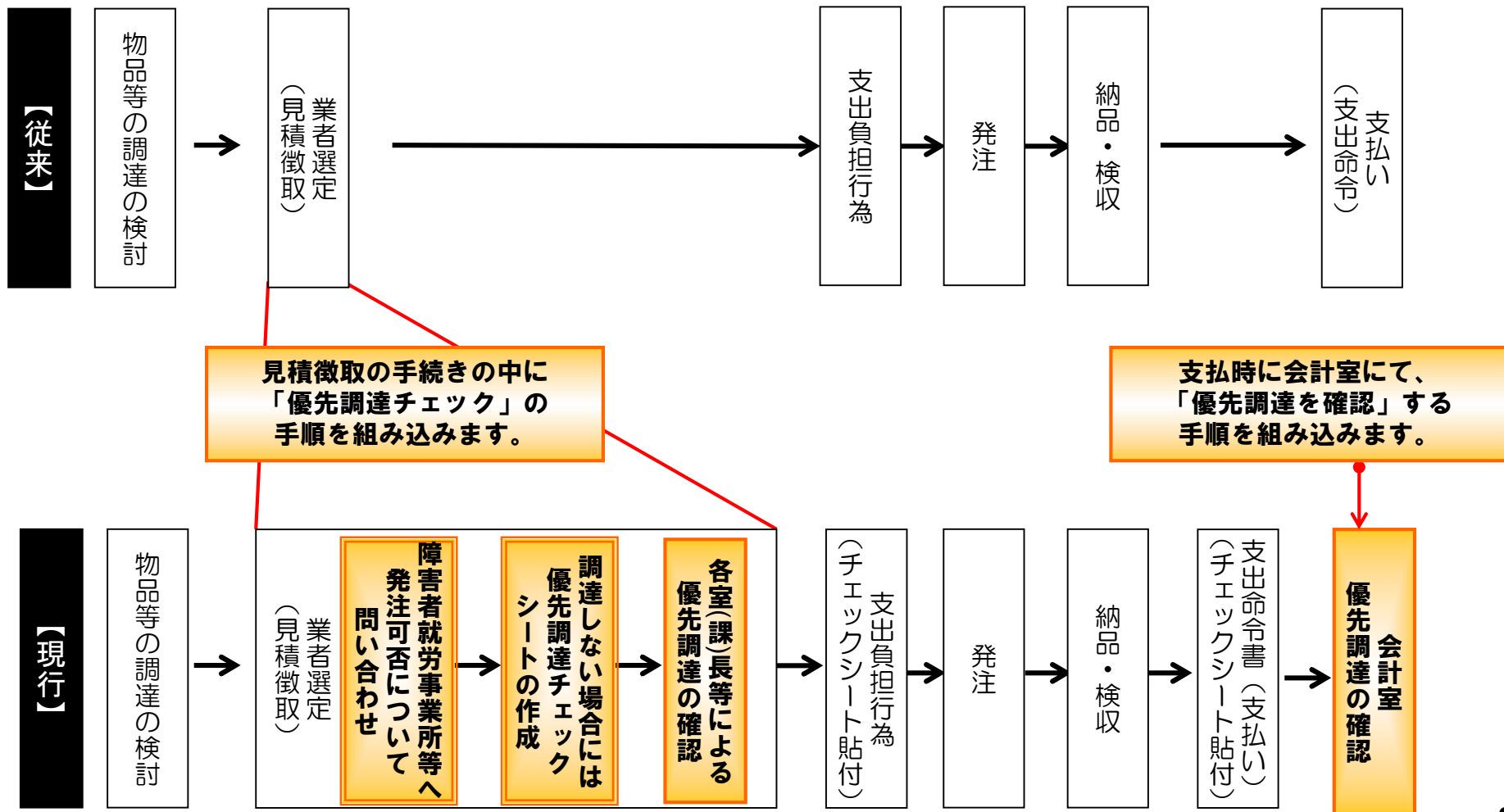
- 一 物件の売買、修繕又は印刷で、契約金額が五万円未満のとき。
- 二 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
- 三 特殊な修繕をするとき。
- 四 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。
- 五 急施を要するとき又はやむを得ない理由があるとき。
- 六 令第百六十七条の二第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するとき。
- 七 **国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第二条第四項に規定する障害者就労施設等を契約の相手方とするとき。**

第7号を規定したことにより、随意契約の金額の範囲内かつ障害者就労事業所等から調達可能な物品等を1者見積で調達可能とし、優先調達を促進させます。



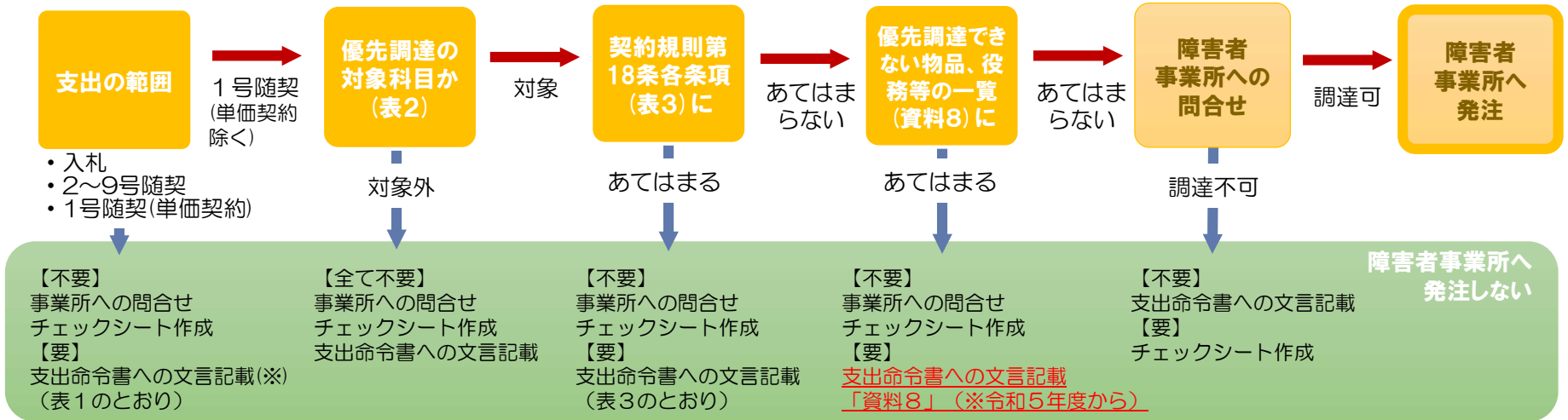
6. 事務の流れ

- ① 物品等の調達時に「障害者就労事業所への発注可否」を必ず確認してください。
- ② 障害者就労事業所等から調達できない場合に限り、「障害者優先調達チェックシート」を使用します。
- ③ 「障害者優先調達チェックシート」は、各室（課）長等が必ず確認します。



7. 優先調達の対象外となる場合

優先調達の対象の支出範囲・科目であっても、相手方が特定される、特殊な内容である等、明らかに調達不可な内容である場合は対象外となります。



(表1) 命令書への文言記載

区分	命令書への文言記載
入札	「入札」
随意契約(1号)のうち単価契約のもの	「単価契約」

※令和5年度から、1号(少額)随契の範囲を超える場合は、支出命令書の右側余白中央への記載を不要とします。

(表2) 対象となる科目一覧

節	細節	節	細節		
10 需用費	01 消耗品費	12 委託料	01 委託料		
	03 食糧費		01 工事材料費		
	04 印刷製本費		02 原材料費		
	06 修繕料		01 庁用器具費		
	07 賄材料費	17 備品購入費	02 機械器具費		
	08 飼料費		03 教材教具費		
	09 医薬材料費		04 図書購入費		
	11 役務費		03 手数料(クリーニングのみ)	※役務費 手数料のクリーニング手数料は請け負う事業所等がないことから当面の間は対象外	
			04 筆耕翻訳料		

(表3) 見積徴取不要または相手方が特定されるもの

契約規則第18条	条文	命令書への文言記載
第1項第2号	購入価格について協定締結された物品	「価格協定」
第1項第3号	その他市長が見積書を徴することが適当でないとした契約	「その他」
第2項第2号	機械、商工見本品、美術品等他に求め難い特殊な物件	「特殊物件」
第2項第3号	特殊な修繕	「特殊修繕」
第2項第4号	契約内容の特殊性により相手方が特定される	「特殊内容」
第2項第5号	急施を要する又はやむを得ない理由(注)	「緊急等」

(注) 天変地異その他非常緊急の場合に限られます

8. チェックシートの活用

- ① 確実に障害者就労事業所等に「発注意向」の声掛けがされるよう「障害者優先調達チェックシート」を活用します。
- ② 障害者就労事業所等から調達できない場合に限り、「障害者優先チェックシート」を作成してください。
- ③ 優先調達の声かけが確実に履行されていることが確認できるよう、チェックシートは支出負担行為等に貼付して保管します。

別紙1 **記入例** 作成日は、支出負担行為決定以前の日としてください。 R5.6.13改訂
作成日 令和 5 年 5 月 31 日

障害者優先調達チェックシート
※2枚とも押印ください。

所属・(内線)	担当者印	所属長印	会計室印
健康福祉部 障害福祉室 (5151)			

令和5年度から追加

対象支出科目	節・細節
	10.需用費.01.消耗品費

調達件名 一般事務用品
摘要 ポールペン1,000本

調達価格(税込) 80,000 円

発注の可否を問い合わせた市内障害者事業所等 ○○作業所

※0~3営業日後に納品が必要等、事業所に発注の可否を問い合わせる時間がない場合は、所属長の承認を受けた上で、「なし」と記入する。

調達先 △△文房具店

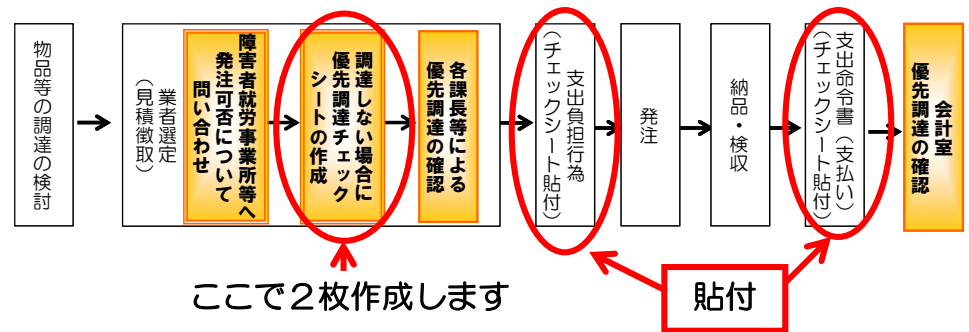
優先調達物品を障害者事業所等から調達しない理由	
1	○ 納期・数量の関係から障害者事業所等への発注が困難であるため
2	障害者事業所等の事情により調達不可能であるため (納期までに見積額の提示がない場合を含む)
3	見積徴取の結果、予算の範囲内での調達が不可能であるため
4	その他(以下【理由等】欄に詳細を記入)

令和5年度から、「資料8」記載の物品等は、支出命令書の右側余白中央へ「資料8」と記載

【理由等】

※このシートは、貸面市契約規則第18条の2に規定する表の金額の範囲内の調達に関して優先調達しない場合に作成するものです。
※このシートは2枚作成し、2枚とも押印の上、支出命令書及び支出負担行為書にそれぞれ添付してください。

障害者事業所等から調達できない場合



障害者優先調達チェックシートとは

- ◆ 障害者事業所で納入できる物品等について、市が優先的の声かけを確実に行ったことを記録するために作成します。
- ◆ チェックシートは、支出負担行為書と支出命令書に貼付して保管します。支出命令書は、会計室に提出します。

適正な調達の確認

- ◆ 各部局室の政策調整室により「チェックシートの確認」を実施します。
- ◆ 会計室において、支出命令の確認と併せてチェックシートを確認します。
→ 適正に優先調達を実施していない場合は、支払を行いません。
- ◆ 障害福祉室による抜き打ちの確認も実施します。
※ 適正な調達を行っていない場合には、
 - ・ 福祉体験研修の受講
 - ・ 予算の執行停止などの措置を執ります。

9. 優先調達の効果（発注実績）

平成24年度と令和元年度の障害者事業所への発注実績を比較すると、件数、金額ともに大幅に増加しています。優先調達の取組は、障害者事業所の工賃引き上げや運営の安定化に効果を発揮しています。

主な障害者事業所への発注状況

